

○江東区保育所等特別支援保育対象児童認定要綱

平成31年3月29日

30江こ計第1321号

改正 令和2年4月1日2江こ計第57号

令和3年3月30日2江こ計第1260号

江東区私立保育所障害児加算認定要綱（平成11年3月24日江厚保発第590号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、保育所等を利用する児童（以下「利用児童」という。）が心身に障害等を有する場合又は集団保育において職員の加配等の個別支援を必要とする場合に、当該利用児童を特別支援保育の対象児童として認定することにより、もって集団保育を適切に行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げる施設をいう。

ア 区立保育所（江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）第2条に規定する区立保育所をいう。）

イ 私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により設置された私立保育所のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項又は同法附則第7条の規定により区の確認を受けたものをいう。）

ウ 公設民営保育所

エ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第3号に規定する地方裁量型認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により区の確認を受けたものをいう。）

オ 小規模保育事業所（法第34条の15第2項の規定により小規模保育

事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第33条に規定する小規模保育事業を除く。）を行う事業所のうち、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により区の確認を受けたものをいう。）

カ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に基づき区内において認証された保育所

キ 江東区保育室制度実施要綱（昭和50年5月8日江厚保発第43号）に基づき認定された保育室

(2) 特別支援保育 心身に障害等を有する利用児童に実施する保育及び集団保育において職員の加配等の個別支援（以下「個別支援」という。）を実施する保育をいう。

(3) 特別支援児童 次のいずれかに該当する利用児童（保護者の同意がある者に限る。）をいう。

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により、特別児童扶養手当の支給対象となる者（所得により手当の支給を停止されている者を含む。）

イ 身体障害については、おおむね身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別が6級以上の者（6級については、聴覚障害に限る。）

ウ 知的障害については、おおむね東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第4条に定める判定基準に該当する者

(4) クラスサポート対象児童 個別支援が必要な満3歳以上の利用児童（私立保育所、公設民営保育所、認定こども園又は小規模保育事業所を利用している児童に限る。）をいう。

(5) 観察調査員 保育所等を訪問し、利用児童の観察及び当該保育所等の職員からの聞き取りを行う私立保育園長代表又は区立保育園長代表をいう。

（対象児童）

第3条 特別支援保育の対象児童は、特別支援児童及びクラスサポート対象児童とする。

(特別支援児童に係る認定申請)

第4条 特別支援児童の認定を受けようとする保育所等の施設長（以下「特別支援児童認定申請者」という。）は、保護者の同意を得た上で、江東区特別支援児童認定申請書（別記第1号様式又は別記第1号の2様式）に江東区特別支援児童認定調査書（別記第2号様式）及び江東区特別支援児童心身発達及び個別支援の状況調査票（別記第3号様式）を添えて、別に指定する期限までに区長に申請するものとする。

(特別支援児童に係る調査)

第5条 区長は、前条の規定による申請に基づき特別支援児童の認定の判定資料とするため、任意で身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写し、医療機関発行の診断書等の提出を求めることができる。

2 区長は、手帳等の交付がない利用児童については、必要に応じ、保育計画課担当職員及び観察調査員に当該利用児童の調査を指示し、その報告を求めることができる。

(クラスサポート対象児童に係る認定申請)

第6条 クラスサポート対象児童の認定を受けようとする保育所等の施設長（以下「クラスサポート対象児童認定申請者」という。）は、江東区クラスサポート対象児童認定申請書（別記第4号様式）に江東区クラスサポート対象児童認定調査書（別記第5号様式）及び江東区クラスサポート対象児童心身発達及び個別支援の状況調査票（別記第6号様式）を添えて、別に指定する期限までに区長に申請するものとする。

(クラスサポート対象児童に係る調査)

第7条 区長は、前条の規定による申請に基づきクラスサポート対象児童の認定の判定資料とするため、必要に応じ、保育計画課担当職員及び観察調査員に当該利用児童の調査を指示し、その報告を求めることができる。

(認定会議)

第8条 こども未来部長は、特別支援保育対象児童の適切な認定を行うため、特別支援保育対象児童認定会議（以下「認定会議」という。）を設置し、第4条又は第6条の規定による申請があった場合に認定会議を招集する。

2 認定会議の構成員は、別表に定めるとおりとする。

3 こども未来部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を認定会議に出席させ、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 認定会議は、第5条及び前条の調査結果を基に次の事項について審査する。

(1) 特別支援保育対象児童の認定並びに認定不承認及び保留に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別支援保育対象児童の認定に関し必要なこと。

(通知)

第9条 区長は、認定会議の審査結果に基づき、認定の可否等を決定し、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める通知書により特別支援児童認定申請者又はクラスサポート対象児童認定申請者に通知する。

(1) 特別支援児童の認定をしたとき 江東区特別支援児童認定通知書（別記第7号様式）

(2) 特別支援児童の認定を不承認又は保留したとき 江東区特別支援児童認定不承認・保留通知書（別記第8号様式）

(3) クラスサポート対象児童の認定をしたとき 江東区クラスサポート対象児童認定通知書（別記第9号様式）

(4) クラスサポート対象児童の認定を不承認又は保留したとき 江東区クラスサポート対象児童認定不承認・保留通知書（別記第10号様式）

(期限後の認定申請等)

第10条 特別支援児童認定申請者又はクラスサポート対象児童認定申請者は、別に指定する期限後に特別支援保育対象児童の認定申請が必要となったとき又は認定不承認若しくは保留となった特別支援保育対象児童について新たに個別支援が必要となったときは、第4条又は第6条の規定を準用し、毎月15日までに区長に申請するものとする。

2 こども未来部長は、前項の規定による申請があった場合は、第8条の規定を準用する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により認定会議を開催できない場合は、区長は、第5条又は第7条に規定する調査に従事した保育計画課担当職員及び観察調査員の意見に基づき、特別支援保育対象児童の認定の可否等を決定することができる。

4 区長は、第1項の規定により月の15日までに申請があった場合は、当該月（16日以降に申請があった場合は、翌月）の1日付けで認定の可否等を決定し、前条に定める通知書により特別支援児童認定申請者又はクラスサポート対象児童認定申請者に通知する。

（認定解除等）

第11条 特別支援児童認定申請者又はクラスサポート対象児童認定申請者は、認定を受けた特別支援保育対象児童が保育所等を退所（卒園を除く。）したとき又は個別支援が不要となったときは、江東区特別支援保育対象児童認定解除申請書（別記第11号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、江東区特別支援保育対象児童認定解除通知書（別記第12号様式）により特別支援児童認定申請者又はクラスサポート対象児童認定申請者に通知する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、特別支援保育対象児童の認定について必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

こども未来部長、保育計画課長、保育課長、障害者支援課長、保育計画課運営指導係長、保育計画課運営指導担当係長、保育課保育管理係長、保育課保育支援係長、保育課入園係長、保育計画課担当職員、私立保育園連盟園長会会長、区立保育園長会幹事長、私立保育園長代表、区立保育園長代表

別記第1号様式(第4条、第10条関係)

年 月 日

江東区特別支援児童認定申請書

江東区長 殿

保育所等名

施設長名

印

年 月 日入所の下記児童について、特別支援児童として(新規 ・ 継続)認定していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

フリガナ 児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)
申請理由 (個別支援が必要な理由、障害名等)	
障害者手帳の有無	有(身障手帳 級・愛の手帳 度) ・ 無
児童発達支援施設等の通所状況	通所施設() 通所頻度 週1回以上・2週間に1回・月に1回 ・その他() 通所無

※申請に当たっては、保護者の同意を得てください。

【保護者記入欄】

特別児童扶養手当の支給 有(特児 級) ・ 無

上記申請に同意します。

保護者氏名

印

別記第1号の2様式(第4条、第10条関係)
(区立保育所用)

年 月 日

江東区特別支援児童認定申請書

江東区長 殿

保育所等名
施設長名

印

年 月 日入所の下記児童について、特別支援児童として(新規・継続)認定
していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

フリガナ 児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)
申請理由 (個別支援が必要な理 由、障害名等)	
障害者手帳の有無	有(身障手帳 級・愛の手帳 度) ・ 無
児童発達支援施設等 の通所状況	通所施設() 通所頻度 週1回以上・2週間に1回・月に1回 ・その他() 通所無

別記第2号様式(第4条、第10条関係)

年 月 日

江東区特別支援児童認定調査書

保育所等名 _____

フリガナ 児童氏名	男・女	クラス	歳児クラス
生年月日	年 月 日	入所年月日	年 月 日
既往歴 (診断名等)		
療育等の状況 (施設等への通所 状況、連携等)		
個別支援の状況	食事		
	排せつ		
	着脱衣		
	言語		
	その他		
身体状況			
クラス運営 上の問題点			

江東区特別支援児童心身発達及び個別支援の状況調査票

(保育所等名 _____ 児童氏名 _____)

身体状況	上肢	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし。	<input type="checkbox"/> ②指先で小さい物がつまめる。 <input type="checkbox"/> ③指先でつまむことはできないが、手を使って大きなものをつかむことができる。	<input type="checkbox"/> ④つかんだり握ったりすることができない。 ※2歳未満児を除く。	<input type="checkbox"/> ⑤手や腕を自分で動かすことができない。
	下肢	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし。	<input type="checkbox"/> ②歩行はできるが一部介助が必要である。	<input type="checkbox"/> ③歩行はできないが室内では自力移動できる。 ※2歳未満児を除く。	<input type="checkbox"/> ④自力で移動することができない。 ※2歳未満児を除く。
	未 満 児 2 歳	<input type="checkbox"/> ①年齢相応に座位が取れ、首の座りがある。	<input type="checkbox"/> ②年齢相応の座位が取れず、首の座りが不安定で一部見守りが必要である。	<input type="checkbox"/> ③年齢相応の座位が取れず、首の座りが不安定で常時見守りが必要である。	
生活(2歳未満児を除く)	食事	<input type="checkbox"/> ①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる。	<input type="checkbox"/> ②スプーンか手づかみで自分で食べる。 <input type="checkbox"/> ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる。	<input type="checkbox"/> ④意欲はあるが、ほぼ全介助が必要である。	<input type="checkbox"/> ⑤食事への意欲、関心がなく、自分で食べようとしな
	着替え	<input type="checkbox"/> ①時間はかかるが自分で全部できる。	<input type="checkbox"/> ②見守り又は一部介助があれば自分でできる。 <input type="checkbox"/> ③自分でしようとする意欲はあるがほぼ全介助が必要である。	<input type="checkbox"/> ④意欲が見られず、全介助で着脱する。	
	排せつ	<input type="checkbox"/> ①自分で行きたいときにトイレに行き排せつする。	<input type="checkbox"/> ②予告するが失敗するときもある。 <input type="checkbox"/> ③おむつに排せつするが、排せつがあったことは知らせる。	<input type="checkbox"/> ④おむつに排せつしても知らせない。	
言語	理解	<input type="checkbox"/> ①相手の話を理解できる。	<input type="checkbox"/> ②月齢相応の会話は難しいが、簡単な日常の話を理解できる。 <input type="checkbox"/> ③言葉の掛け方、絵カード等で工夫すれば指示を理解できる。	<input type="checkbox"/> ④月齢相応の会話は難しいが、制止、禁止等の言葉は理解できる。	<input type="checkbox"/> ⑤言葉の理解がなく、制止、禁止等の指示が入らない。
	表現	<input type="checkbox"/> ①自分の思っている事を話せる。	<input type="checkbox"/> ②口ごもったりするが、何とか話せる。 <input type="checkbox"/> ③簡単な言葉で表現できる。	<input type="checkbox"/> ④ほとんど言葉は出ないが、身振り手振りで何とか表現できる。 ※2歳未満児を除く。	<input type="checkbox"/> ⑤話せず、身振り手振りでも気持ちを伝えられない。 ※2歳未満児を除く。

社会性	対人関係	<input type="checkbox"/> ①友だちとの関係が作れる。	<input type="checkbox"/> ②友だちに関心を示し関わろうとする。 <input type="checkbox"/> ③友だちとは関わろうとしないが、大人との関係は作れる。	<input type="checkbox"/> ④人への関心が薄く関わろうとしない。	<input type="checkbox"/> ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない。
	遊び	<input type="checkbox"/> ①健常児と一緒に年齢相応の遊びができる。	<input type="checkbox"/> ②部分的な介助があれば健常児と一緒に遊ぶ。 <input type="checkbox"/> ③大人と一緒になら集団活動に参加する。	<input type="checkbox"/> ④集団活動に関心を示さず、1人遊びが多い。 ※2歳未満児を除く。	
問題行動	多動性・衝動性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の物や人(対象が明確でない場合を含む。)に興味、関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にすぐ触ろうとする。 ・うろうろする。席に座ってられない。 			
		<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。	
	他害行為	<ul style="list-style-type: none"> ・他者をたたく、髪の毛を引っ張る、蹴るなど他者を傷つける行為がある。 ・物を壊したり、投げたりする。(例：壁を壊す、ガラスを割る、遊具を投げる) ※他者を傷つける行為を取るが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合を含む。 			
		<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。	<input type="checkbox"/> ④危険があり、常時付添いが必要である。
	自傷行為	<ul style="list-style-type: none"> ・自らをたたいたり、傷つける行為がある。(例：頭をたたく、手を噛む、爪を剥ぐ) ※自分の体を痛めつける行為を取るが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合を含む。 			
		<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。	
	常同行動	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の行為を反復する。(例：自分がぐるぐる回る、びんびん飛ばす、手を洗い続ける) ・特定の物に興味を示す。 ・常同行動によって次の場面(日課等)に気持ちを切り替えることが難しい又は時間が掛かる。 			
	<input type="checkbox"/> ①ない。	<input type="checkbox"/> ②特定の行動を繰り返すが、日常生活には支障がない。	<input type="checkbox"/> ③特定の行動を繰り返し、日常生活に支障がある。		
パニック	<ul style="list-style-type: none"> ・予定や手続、日頃から慣れている支援や状況が変わることを受け入れられず、突然大声を出す、興奮するなどパニックを起こしたり、情緒が不安定になる。 ・不安、恐怖、焦燥等に駆られると、衝動的な行動を取る。 				
	<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。		
危険発作的行動	<ul style="list-style-type: none"> ・関心が強い物や人(対象が明確でない場合を含む。)を見つけると突発的行動をしてしまう。(例：突然走って行ってしまふ、高いところ上がる、部屋から出て行ってしまふ、他者の物を許可なく手にする) 				
	<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。	<input type="checkbox"/> ④危険があり、常時付添いが必要である。	

別記第4号様式(第6条、第10条関係)

年 月 日

江東区クラスサポート対象児童認定申請書

江東区長 殿

保育所等名

施設長名

印

年 月 日入所の下記児童について、クラスサポート対象児童として(新規 ・ 継続)認定していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

フリガナ 児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)
申請理由 (個別支援が必要な理由)	
クラスの状況	()歳児クラス クラス定員 ()名 在籍()名 必要保育士数()名 職員配置数(常勤保育士 名) (非常勤保育士 名) (非常勤職員 名)
クラスサポート 職員配置予定	上記職員配置数に加え 常勤保育士 ・ 非常勤保育士 ・ 非常勤職員 ()名配置予定

別記第5号様式(第6条、第10条関係)

年 月 日

江東区クラスサポート対象児童認定調査書

保育所等名 _____

フリガナ 児童氏名	男・女	クラス	歳児クラス
生年月日	年 月 日	入所年月日	年 月 日
個別支援の状況	食事		
	排せつ		
	着脱衣		
	言語		
	人間関係		
	その他		
クラス運営上の問題点			

身体状況	上肢	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし。	<input type="checkbox"/> ②指先で小さい物がつまめる。 <input type="checkbox"/> ③指先でつまむことはできないが、手を使って大きなものをつかむことができる。	<input type="checkbox"/> ④つかんだり握ったりすることができない。	<input type="checkbox"/> ⑤手や腕を自分で動かすことができない。
	下肢	<input type="checkbox"/> ①特に問題なし。	<input type="checkbox"/> ②歩行はできるが一部介助が必要である。	<input type="checkbox"/> ③歩行はできないが室内では自力移動できる。	<input type="checkbox"/> ④自力で移動することができない。
生活	食事	<input type="checkbox"/> ①スプーン、フォーク等を使い自分で食べる。	<input type="checkbox"/> ②スプーンか手づかみで自分で食べる。 <input type="checkbox"/> ③部分的な介助があれば何とか自分で食べる。	<input type="checkbox"/> ④意欲はあるが、ほぼ全介助が必要である。	<input type="checkbox"/> ⑤食事への意欲、関心がなく、自分で食べようとしにくい。
	着替え	<input type="checkbox"/> ①時間はかかるが自分で全部できる。	<input type="checkbox"/> ②見守り又は一部介助があれば自分でできる。 <input type="checkbox"/> ③自分でしようとする意欲はあるがほぼ全介助が必要である。	<input type="checkbox"/> ④意欲が見られず、全介助で着脱する。	
	排せつ	<input type="checkbox"/> ①自分で行きたいときにトイレに行き排せつする。	<input type="checkbox"/> ②予告してトイレに行き排せつするが失敗するときもある。 <input type="checkbox"/> ③おむつに排せつするが、排せつがあったことは知らせる。	<input type="checkbox"/> ④おむつに排せつしても知らせない。	
言語	理解	<input type="checkbox"/> ①相手の話を理解できる。	<input type="checkbox"/> ②月齢相応の会話は難しいが、簡単な日常の話を理解できる。 <input type="checkbox"/> ③言葉の掛け方、絵カード等で工夫すれば指示を理解できる。	<input type="checkbox"/> ④月齢相応の会話は難しいが、制止、禁止等の言葉は理解できる。	<input type="checkbox"/> ⑤言葉の理解がなく、制止、禁止等の指示が入らない。
	表現	<input type="checkbox"/> ①自分の思っている事を話せる。	<input type="checkbox"/> ②口ごもったりするが、何とか話せる。 <input type="checkbox"/> ③簡単な言葉で表現できる。	<input type="checkbox"/> ④ほとんど言葉は出ないが、身振り手振りで何とか表現できる。	<input type="checkbox"/> ⑤話せず、身振り手振りでも気持ちを伝えられない。

社会性	対人関係	<input type="checkbox"/> ①友だちとの関係が作れる。	<input type="checkbox"/> ②友だちに関心を示し関わろうとする。 <input type="checkbox"/> ③友だちとは関わろうとしないが、大人との関係は作れる。	<input type="checkbox"/> ④人への関心が薄く関わろうとしない。	<input type="checkbox"/> ⑤人への関心が全くなく、大人との関係が作れない。
	遊び	<input type="checkbox"/> ①健常児と一緒に年齢相応の遊びができる。	<input type="checkbox"/> ②部分的な介助があれば健常児と一緒に遊ぶ。 <input type="checkbox"/> ③大人と一緒になら集団活動に参加する。	<input type="checkbox"/> ④集団活動に関心を示さず、1人遊びが多い。	
問題行動	多動性・衝動性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の物や人(対象が明確でない場合を含む。)に興味、関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にすぐ触ろうとする。 ・うろうろする。席に座ってられない。 			
		<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。	
	他害行為	<ul style="list-style-type: none"> ・他者をたたく、髪の毛を引っ張る、蹴るなど他者を傷つける行為がある。 ・物を壊したり、投げたりする。(例：壁を壊す、ガラスを割る、遊具を投げる) ※他者を傷つける行為を取るが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合を含む。 			
		<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。	<input type="checkbox"/> ④危険があり、常時付添いが必要である。
	自傷行為	<ul style="list-style-type: none"> ・自らをたたいたり、傷つける行為がある。(例：頭をたたく、手を噛む、爪を刺ぐ) ※自分の体を痛めつける行為を取るが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合を含む。 			
		<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。	
	常同行動	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の行為を反復する。(例：自分がぐるぐる回る、びよんびよん飛ぶ、手を洗い続ける) ・特定の物に興味を示す。 ・常同行為によって次の場面(日課等)に気持ちを切り替えることが難しい又は時間が掛かる。 			
	<input type="checkbox"/> ①ない。	<input type="checkbox"/> ②特定の行動を繰り返すが、日常生活には支障がない。	<input type="checkbox"/> ③特定の行動を繰り返す、日常生活に支障がある。		
パニック	<ul style="list-style-type: none"> ・予定や手続、日頃から慣れている支援や状況が変わることを受け入れられず、突然大声を出す、興奮するなどパニックを起こしたり、情緒が不安定になる。 ・不安、恐怖、焦燥等に駆られると、衝動的な行動を取る。 				
	<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。		
危険を伴う行動	<ul style="list-style-type: none"> ・関心が強い物や人(対象が明確でない場合を含む。)を見つけると突発的行動をしてしまう。(例：突然走って行ってしまふ、高いところに上がる、部屋から出て行ってしまふ、他者の物を許可なく手にする) 				
	<input type="checkbox"/> ①ほとんどない。	<input type="checkbox"/> ②声掛けが必要である。	<input type="checkbox"/> ③手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要である。	<input type="checkbox"/> ④危険があり、常時付添いが必要である。	

別記第7号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

江東区特別支援児童認定通知書

(保育所等名)

施設長 様

江東区長 印

年 月 日付で認定申請があった下記児童について、特別支援児童に認定しましたので通知します。

記

児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)
認定年月日	年 月 日

※ 認定児童が退所(卒園を除く。)したとき又は個別支援が不要となったときは、要綱第11条に定める手続をお取りください。

別記第8号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

江東区特別支援児童認定不承認・保留通知書

(保育所等名)

施設長 様

江東区長 印

年 月 日付で認定申請があった下記児童について、認定不承認・保留となりましたので通知します。

記

児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)
【認定不承認・保留となった理由】	

※ 認定不承認・保留となった児童の状況が変わり、個別支援が必要となったときは、要綱第10条に定める手続きをお取りください。

別記第9号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

江東区クラスサポート対象児童認定通知書

(保育所等名)

施設長 様

江東区長 印

年 月 日付で認定申請があった下記児童について、クラスサポート対象児童に認定しましたので通知します。

記

児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)
認定年月日	年 月 日

※ 認定児童が退所(卒園を除く。)したとき又は個別支援が不要となったときは、要綱第11条に定める手続をお取りください。

別記第10号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

江東区クラスサポート対象児童認定不承認・保留通知書

(保育所等名)

施設長 様

江東区長 印

年 月 日付で認定申請があった下記児童について、認定不承認・保留となりましたので通知します。

記

児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)
【認定不承認・保留となった理由】	

※ 認定不承認・保留となった児童の状況が変わり、個別支援が必要となったときは、要綱第10条に定める手続きをお取りください。

別記第11号様式(第11条関係)

年 月 日

江東区特別支援保育対象児童認定解除申請書

江東区長 殿

保育所等名

施設長名

印

年 月 日付で(特別支援児童・クラスサポート対象児童)認定を受けた下記児童については、(年 月 日をもって退所・個別支援が不要)となったため、特別支援保育対象児童認定の解除を申請します。

記

フリガナ 児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)

別記第12号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

江東区特別支援保育対象児童認定解除通知書

(保育所等名)

施設長 様

江東区長 印

年 月 日付で特別支援保育対象児童認定を受けた下記児童については、(年 月 日をもって退所・個別支援が不要)となったため、(特別支援児童・クラスサポート対象児童)認定を解除します。

記

児童氏名	
生年月日	年 月 日(歳児クラス)
認定解除年月日	年 月 日

別記第1号様式（第4条、第10条関係）

別記第1号の2様式（第4条、第10条関係）

別記第2号様式（第4条、第10条関係）

別記第3号様式（第4条、第10条関係）

別記第4号様式（第6条、第10条関係）

別記第5号様式（第6条、第10条関係）

別記第6号様式（第6条、第10条関係）

別記第7号様式（第9条関係）

別記第8号様式（第9条関係）

別記第9号様式（第9条関係）

別記第10号様式（第9条関係）

別記第11号様式（第11条関係）

別記第12号様式（第11条関係）